川崎市平和館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市規則第７６号

川崎市平和館条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市平和館条例施行規則（平成４年川崎市規則第１６号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第５条関係）

種別	名称	単位	金額	付記
音響設備	拡声装置	１式	１，６７０円	屋内広場用
	ダイナミックマイクロホン	１本	２２０円	
	ワイヤレスマイクロホン	１本	１，２３０円	屋内広場用
	ＣＤプレーヤー	１台	５５０円	
	ＤＶＤプレーヤー	１台	５５０円	
	スピーカー	１式	５５０円	屋内広場用
	レクチャーテーブル	１式	５５０円	屋内広場用
	ワイヤレスマイク・スピーカー付レクチャーテーブル	１式	１，２３０円	
照明設備	フットライト	１列	４４０円	屋内広場用
	１ｋｗスポットライト	１台	２２０円	屋内広場用
	６５０Ｗピンスポットライト	１台	１，１１０円	屋内広場用
舞台設備	演壇	１式	３３０円	
	指揮台	１台	５５０円	
	譜面台	１台	５０円	
	椅子	１脚	２０円	
	机	１脚	１１０円	
	展示パネル	１枚	２２０円	

その他	ピアノ	１台	２，２３０円	屋内広場用
	エレクトーン	１台	２，２３０円	屋内広場用
	プロジェクター	１台	１，８４０円	
	シャワー設備	１室	５５０円	控室用
	持込器具	１ｋｗ	１１０円	

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。